

いばらき

(昭和29年7月10日第3種郵便物認可)

昭和42年7月10日

(毎月1回10日発行) (定価1部5円)

200号 編集と発行・茨木市役所
秘書課広報係
(電話☎8121)

(7月1日現在)
世帯数 36,134
男 88,857
女 84,692
合計 133,549
外国人 983



〔写真〕中河原地区で勝尾寺川が、左岸250メートル、右岸80メートルにわたって決壊、市の要請によって出動、復旧作業に全力をあげる自衛隊

綴って保存しましょう

7

災害お見舞い申し上げます

茨木市長 大槻良衛



七月九日、近畿地方をお
そった集中豪雨によって、
災害を受けられた市民のみ
なさんに心からお見舞申し

上げます。

市では、いち早く災害対策本部を設け、被害対策に、り災者の救急援護に万全を期してきましたが、今後とも全力をあげて事後処理、ならびに復旧にあたる所存です。

市民のみなさんにも格段のご奮闘をお願いし、全市一丸となって、一刻も早く旧に復するよう切望して止みません。

なお、こうした災害を、将来、繰り返さぬため、いろいろな施策が必要となってまいります。市民のみなさんのご協力を切にお願い申し上げます。

猛威ふるった7月豪雨

市内三割の世帯に被害

七月九日、西日本をおそった、昭和四十二年七月豪雨によって、茨木市では、死者一名、重傷者一名、家屋の全壊十戸、半壊二戸、床上浸水一千六百四十四戸、床下浸水一万六百七十戸、一部破損をふくめると市内の三割近くの世帯が被害を受けるといふ、大きな損害をこうむりました。この災害に対し、市では、いち早く災害対策本部を設置して、り災者の救援、ならびに診療、防疫対策、災害復旧に全力をあげていますが、一方、被害をうけた市民も、水浸しとなったまちの中から、復旧へのたくましい意欲をもやして立ち上がり、いま全市一丸となって、災害復旧への努力がつけられています。

り災者に

見舞金と救援物資

七月九日夜以来、災害対策本部を設置して陣頭指揮にあたって、七月十日、緊急議

42年7月豪雨による被害調べ

| り災総数 | 全壊 | | 半壊 | | 一部破損 | | 床上浸水 | | 床下浸水 | |
|--------|--------|--------|-----|---------|------|------|-------|-------|--------|--------|
| | 数 | 人員 | 数 | 人員 | 数 | 人員 | 数 | 人員 | 数 | 人員 |
| 11,008 | 10 | 41 | 1 | 1 | 11 | 11 | 1,469 | 1,644 | 9,519 | 10,670 |
| 12,336 | 10 | 41 | 1 | 1 | 11 | 11 | 1,644 | 1,644 | 10,670 | 10,772 |
| 12,336 | 10 | 41 | 1 | 1 | 11 | 11 | 1,644 | 1,644 | 10,670 | 10,772 |
| 49,474 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 4 | 6,496 | 6,496 | 42,888 | 42,888 |
| | 死者 | 1 | 不明者 | — | 重傷者 | 1 | 軽傷者 | 5 | | |
| | 田の被害 | 93.1ha | 流理冠 | 1,400ha | 市道 | 75か所 | 決壊 | 10 | 溜池 | 10 |
| | 道路 | 決壊 | 決壊 | 決壊 | 決壊 | 決壊 | 決壊 | 決壊 | 決壊 | 決壊 |
| | その他の被害 | 630 | 142 | 3 | 29 | 297 | | | | |

を報告「全力をあげて復旧につくす」との決意を表明して、り災者救援処置を協議するとともに、り災者対策急支金の出金の承認をうけて、市から死者と全壊世帯に一万円、半壊世帯に五千円、重傷者と床上浸水世帯に三千円づつ、それぞれり災者宅をおとすれてお贈り

り災者の

市税を減免

市では、り災者のみなさんに対して、四十二年度の市民税と固定資産税の減免を行なうことになりました。

実施要領はつきのとおりです。

減免の範囲

市民税

住宅や家財に被害を受け、前年の合計所得金額が三百万円以下の方は、その被害の程度、または合計所得金額に応じて、市・府民税の全部、または、一部が免除されます。

固定資産税

- 一、家屋が全壊、または、半壊した場合。
- 二、家屋が床上浸水を受け、または、大破したために使用にたえない状況になった場合。
- 三、宅地であって、原形を損じた。その利用価値を喪失し、または、減削した場合。
- 四、農地であって、収穫皆無と

水害のあと始末

伝染病に注意

これから恐ろしいのは、濁水による伝染病の発生です。直ちに、

環境衛生対策をすすめましょう。水害のあとにくる伝染病予防の

しました。

また、この災害のため、当市にも災害救助法が発動され、府災害対策本部から見舞金や毛布、下着日用品などがとどけられ、これらの救援物資は、直ちにり災世帯にお贈りしました。

納税について

市税の納税についても、災害のため期限内、あるいは、直ちに納付できない方は、または、一度に完納できない方は、みなさんの申請によって、徴収猶予などの手続きを受け付けます。

申請用紙交付

ならびに申請書提出先

固定資産税については課税第二課へ
市民税については課税第一課へ
納税に関する申請については収納課へ
なお、この手続きその他詳しいことは、市課税課(電話〇八二二一番)へお問い合わせください。

災害用の量、上敷を

あっせんしています

商工課では、災害を受けられたご家庭に対して、畳、および上敷をおっせんしています。見本は商工課においてありますからご覧ください。

畳は、一畳当たり一千二百円から一千八百円、上敷は、一畳当たり四百二十円から四百七十円、各種揃えています。

ご希望の方は、予約金(畳一畳当り五百円、上敷一畳当り百円)をさえて、七月三十一日までに、商工課(電話〇八二二)までお申し込みください。

ため、衛生課では、浸水地の空地道路、みぞなどにBHC粉剤、クレープ水液などは、散布し、床上浸水の家屋に、自治会長さんを通じて薬剤を配布しました。しかし、水害のあとにくる伝染病予防は、市民ひとりひとりの注意が必要です。

衛生課では、市民のみなさんに次のような予防対策を呼びかけています。

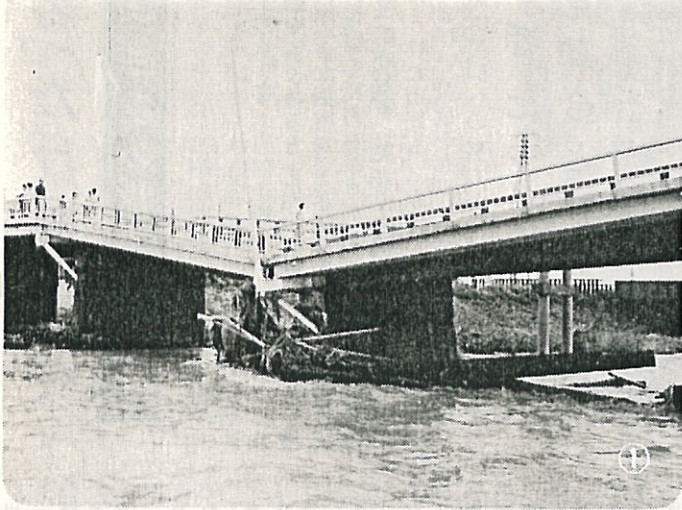
- ① 消化器系の伝染病が多いので、なまものは火を通してから食べるようにする。
- ② 手を洗うこと。伝染病は口からはいりません。
- ③ 水がひいたあとには、伝染病のもとになる蚊、ハエが発生しやすいので、どろや下水など、蚊、ハエの発生しやすい環境を作らないよう、薬剤を散布しましょう。
- ④ めれたものは乾かし、夜具などは日にあて、清潔に。

茨木市をおそう

無惨なつめあと



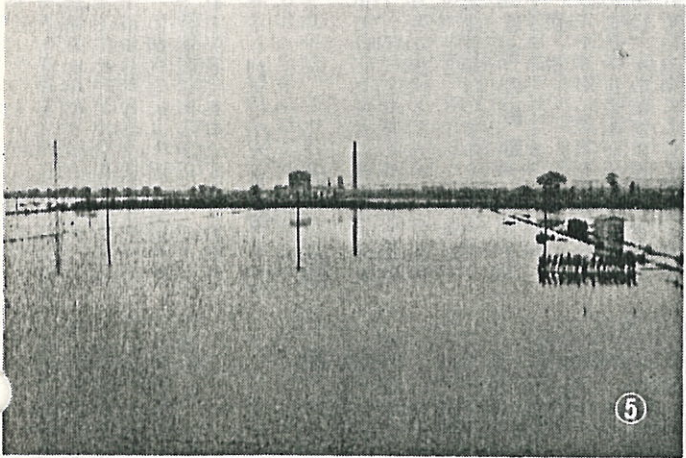
②



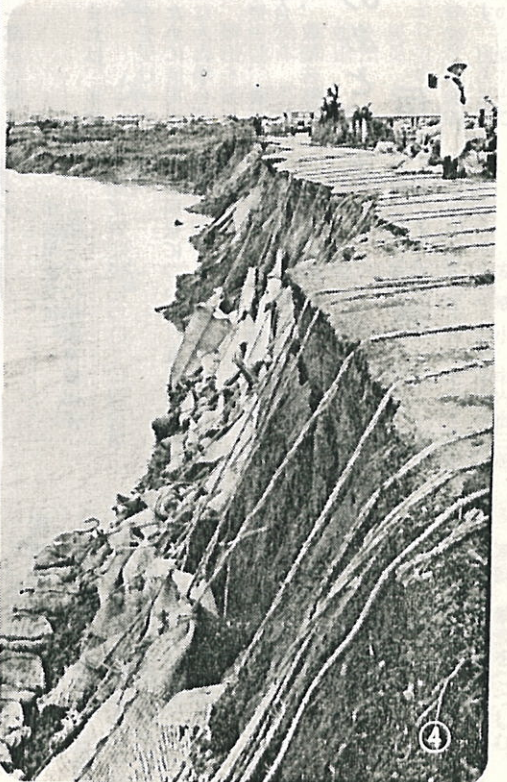
①



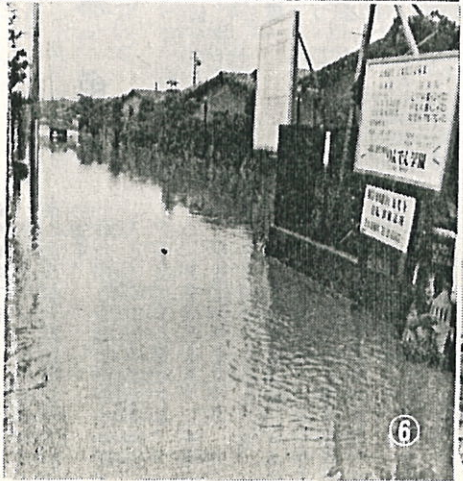
③



⑤



④



⑥

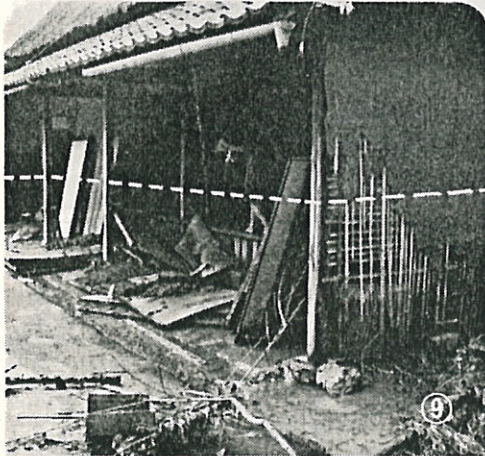
- ① 真中からぼっくり折れた千歳橋(言伏)
- ② 勝尾寺川のはらんで河原のようになった水田(上河原)
- ③ 山くずれで全壊した家屋(春日丘松原岡)
- ④ 大きくえぐりとられた茨木川堤防(五日市)
- ⑤ 水没になった衛生処埋場付近
- ⑥ 床上浸水をみた大池二丁目付近

「42年7月豪雨」

市内各所に



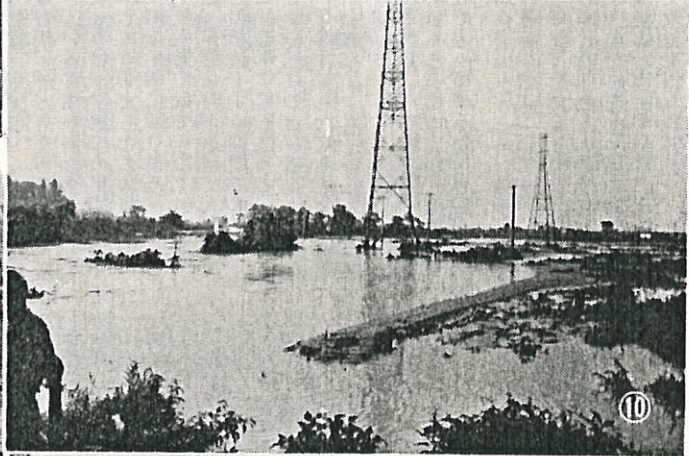
⑧



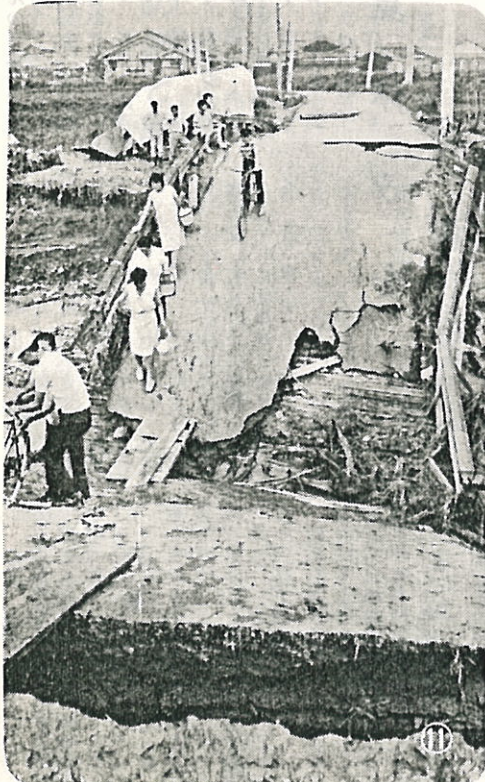
⑨



⑦



⑩



⑪



⑫

⑦ 破損した遍照寺橋(福井)
 ⑧ 流失したあけほの橋(野々宮)
 ⑨ 家屋の破損いちじるしい東道祖本付近
 ……は浸水部分
 ⑩ 沔川のようになった水田(中河原)
 ⑪ スタスタに折れた山下橋(道祖本)
 ⑫ 増水した南沢良宜付近